

NEWSLETTER

February.2012 No. (30)

JACR ニュースレター

1 地域がん登録への期待	7 登録室紹介 秋田県
2 意識調査報告	8 第21回学術集会開催予告
4 フィルター有り無し別に見た夕口の流行、肺がん流行との関係	9 事務局だより
5 IACR 2011年年次学術総会に参加して①	10 NCC地域がん登録室便り
5 IACR 2011年年次学術総会に参加して②	11 学会一覧・入会案内
6 学術奨励表彰制度ができました	12 会員一覧
6 第20回学術集会開催報告	12 編集後記

地域がん登録への期待

天野 慎介

特定非営利活動法人グループ・ネクサス 理事長
厚生労働省がん対策推進協議会 会長代理



2006年にがん対策基本法が成立し、2007年に国のがん対策推進基本計画が策定されました。基本計画では「2大目標」として、「がんによる死亡者の減少」と「すべてのがん患者及びその家族の苦痛の軽減並びに療養生活の質の維持向上」が掲げられ、「3つの重点課題」として、「放射線療法及び化学療法の推進並びにこれらを専門的に行う医師等の育成」「治療の初期段階からの緩和ケアの実施」とともに、「がん登録の推進」が掲げられました。

しかし、「重点課題」と位置づけられたにもかかわらず、他の項目と比べると患者さんや、一般の認識はあまりにも低く、がん登録の認知度は14パーセント(平成21年・内閣府調査)程度でした。筆者が実際に患者さんなどと話をしても、知っている方は皆無に近く、内容を説明しても「なぜ必要なのか」「個人情報保護は大丈夫なのか」など、どちらかといえばネガティブな反応をされる方が多かったと記憶しています。

がん医療やがん対策の現場でも理解は必ずしも十分でなく、国内のがん関連の学会におけるがん登録に関するセッションで、座長の先生が「まあ、臨床の先生方には人気も関心もない内容ではありますが」と自嘲気味に挨拶をされるのを目の当たりにしたこともあります。東京都のがん対策推進協議会でも、都の事務局が「他県とは異なるのです」と都の特異性を繰り返すばかりで、残念ながら本気度に疑問を感じることもしばしばでした。

一昨年のUICC世界がん会議(中国・シンセン)でも、がん登録に関して一部府県のみがマークされたいびつな日本地図が海外演者の基調講演で示され、日本人としても肩身が狭い思いがしたものでしたが、2012年に策定される国の次期基本計画において、ようやく「ニューディール」(新規巻き返し)が図られようとしています。

昨年10月20日の厚生労働省第26回がん対策推進協議会において、岡本直幸(神奈川県立がんセンター)・祖父江友孝(国立がん研究センター)両参考人によるがん登録に関するプレゼンが行われました。

がん対策推進協議会委員からはがん登録の必要性はもちろんのこと、法制化を求める意見も相次ぎ、第30回がん対策推進協議会(12月26日)でのがん対策推進協議会事務局による骨子案には、「目指すべき方向」として「効率的な予後調査体制を構築し、法制化の検討も含めて、国民、患者、医療従事者、行政担当者、研究者等が活用しやすいがん登録を実現することを目指す」との一文が記されました。

がん対策推進協議会事務局が「法制化(の検討)」を明確に示したことは、これまでの議論ではみられなかったことであり、「ギアチェンジ」を感じさせます。また、一般の認識も変化の兆しがみられます。先日、ある記者の方と話をした際に「低線量被曝によるがんの増加に対する不安が一般に広まりつつある。全国及び地域の正確ながん患者数を知りたい」とのことでしたが、現状を申し上げると「一般にはこの実情はほとんど知られていないだろう」と大変驚かされていました。

災害によってがん登録の必要性が一般に認識されるというのも、残念な展開ではありますが、災害に留まらず、「がん登録ががん患者や一般にどのようなメリットがあるのか」という点を明らかにし、また実際の施策でも行っていくことが重要と考えます。例えば、私のようながん患者の立場からみまると、精度の高い予後調査の実施とそれに伴う治療成績等の公開が、がん医療やがん対策の向上、ひいてはがん患者にとっての直接的なメリットに繋がることと思います。

もちろん、そこに至るにはいくつもの山があることは明らかであり、「一般の期待と現場の現実のギャップ」はまだまだ大きい状況にはありますが、基本法施行5年を経て、ようやく新たな段階を迎える光がみえてきたことに希望も感じます。がん対策推進協議会委員の一人として、がん患者の一人として、がん登録の進展に微力ながら力を尽くしたいと考えております。